

東小金井事業創造センター「KO-TO」 利用者募集要項 【個室・ブース】

小金井市では、起業家の育成および市内定着の支援により、高付加価値型企業の集積を促進し、地域に根ざした産業振興を図るための拠点として、平成 26 年 4 月に東小金井事業創造センターを開設しました。

同センターには、事業者が拠点として利用可能な SOHO・インキュベーション施設が設けられ、利用者の事業化サポートや育成プログラムなどのメニューも用意されています。

このたび、施設利用者を募集します。

また、当該募集は東小金井事業創造センター設置条例に基づき実施されるものです。

東小金井事業創造センター条例

https://www.city.koganei.lg.jp/kurashi/sangyou_rousei/chushokigyo/soho-higasikoganei.files/zyourei.pdf

募集期間：2025 年 8 月 12 日（火）から

2025 年 10 月 3 日（金）17 時まで（必着）

- 1 募集概要について
- 2 応募に係る手続きについて
- 3 施設について

応募先及び問合せ先

〒184-0002

小金井市梶野町一丁目 2 番 36 号

東小金井事業創造センター

電話番号：0422-31-2040

メールアドレス：ko-to@town-kitchen.com

1 募集概要について

(1) 募集施設及び月額使用料

・B-12 18,000 円

(2) 利用対象者

下記①～③いずれかに該当する者

① 市内で創業しようとする者

② 創業後 5 年以内の事業者

③ 農工大・多摩小金井ベンチャーポート退去後 1 年以内の企業

(3) 利用承認期間

3 年（必要と認められる場合は、最大 5 年の利用が可）

(4) 見学について

応募にあたっては、必ず事前に見学を行ってください。

開館時間内でしたら、自由に見学することができます。

スタッフまでお声がけください。

(5) 利用開始について

審査の結果、利用が決定した場合には、以下に記載の日程から利用を開始してください。

B-12 2025 年 10 月 27 日（月）

2 応募に係る手続きについて

(1) 応募書類の提出方法

利用申請書及び必要書類を東小金井事業創造センター（〒184-0002 小金井市梶野町一丁目2番36号）まで郵送または持参によりご提出ください。
利用申請書と必要書類を各正本1部、副本5部の計6部をご提出ください。

(2) 応募期間

2025年8月12日（火）から
2025年10月3日（金）17時まで（必着）

(3) 応募書類

◆法人の場合

- ・ 利用申請書（個室・シェアブース）
- ・ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ※登記事項証明書でも可
- ・ 直近の納税証明書（法人市民税）
- ・ 補足資料（法人紹介パンフレットなど）

◆個人の場合

- ・ 利用申請書（個室・シェアブース）
- ・ 住民票の写し
- ・ 直近の個人住民税納税証明書
- ・ 補足資料（事業紹介パンフレットなど）

※補足資料以外はコピーの提出が不可となります（副本分はコピー可）。

また、提出いただきました利用申請書及び必要書類は返却しません。

※東小金井事業創造センターK0-T0 内で移動を希望する場合は、所定の「利用取消申請書」をご提出ください。（面談の結果、現在利用されている区画を継続して利用する場合は無効といたします）

(4) 審査方法

利用申請書及び必要書類に基づき、書類確認・面談（プレゼンテーション）を行った後、審査委員会により審査を行います。

面談は、2025年10月7日（火）10時～13時で実施いたしますので、必ず当日のご予定を空けておいてください。会場は後日連絡いたします。

(5) 審査基準

- ① 東小金井事業創造センターの主旨の理解度、当該施設での協調性
[30 点]
- ② 事業プランの地域貢献度、定着度 [20 点]
- ③ 事業プランの実現性、計画性 [10 点]
- ④ 事業プランの将来性、成長性 [10 点]
- ⑤ 過去の経験、起業家に必要な資質、熱意 [30 点]

※審査の結果、評価の高かった申請者から順に利用承認をします。ただし、評価が基準点（40 点）に満たなかった場合は、利用承認をしません。

(6) 審査結果

審査結果は審査終了次第、近日中に書面にてご連絡します。

(7) 応募先及び問合せ先

小金井市梶野町一丁目 2 番 36 号

東小金井事業創造センター

午前 10 時から午後 6 時まで（土日祝日を除く）

電話番号：0422-31-2040

メールアドレス：ko-to@town-kitchen.com

(8) 個人情報の取り扱いについて

- ① 利用者の個人情報については、ビジネスマッチングを目的とした紹介のため、他者に対し情報提供を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ② 審査、利用者管理及び①以外の目的には使用いたしません。

3 施設について

(1) 名称

東小金井事業創造センター 通称「K0-T0」

※通称については、今後ネーミングライツの導入等により変更になる場合があります。

(2) 所在地

東京都小金井市梶野町一丁目 2 番 36 号

アクセス：JR 中央線 東小金井駅徒歩 5 分

(3) 建物

① 鉄骨造 平屋建て（JR 中央線 高架下）

② 共用施設

受付、商談室（2 室）、無線 LAN によるインターネット環境、ミニキッチン、複写機（実費負担）、トイレ

③ 開館時間

午前 10 時から午後 6 時まで

（個室・シェアブース利用者は原則 24 時間入館可）

※開館時間は、変更になる可能性があります。万が一、変更になる場合には利用者に説明の上、変更が行われます。

④ 休館日

土曜日及び日曜日、国民の祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日まで 他

（個室・シェアブース利用者は原則休館日入館可）

※休館日は、変更になる可能性があります。万が一、変更になる場合には利用者に説明の上、変更が行われます。

(4) 個室・シェアブース・シェアスペースについて

① 個室（約 5.5 m²） 6 室 月額 35,000 円

利用時間 365 日 24 時間

- ・ 無線 LAN が利用可能です。（無料）
- ・ 商談室が利用可能です。（無料）
- ・ ポストが設置されています。
- ・ お好きな机と椅子をご準備いただけます。（備え付けの家具はありません。）
- ・ 本店登記または事業所登録をすることが可能です。
- ・ 別途 CATV 業者との契約により電話、ファクシミリ、インターネット、テレビの回線を引くことが可能です。（実費負担）
- ・ 開館時間外及び休館日にシェアスペースの貸切利用が可能です。（有料）
- ・ 複写機（実費負担）

② シェアブース（約 2 m²） 6 室 月額 18,000 円

各ブースをパーティションで仕切った準個室型・ドア鍵付きの部屋

利用時間 365 日 24 時間

- ・ 無線 LAN が利用可能です。（無料）
- ・ 商談室が利用可能です。（無料）
- ・ ポストが設置されています。
- ・ 机と椅子が設置されています。
- ・ 本店登記または事業所登録をすることが可能です。
- ・ 別途 CATV 業者との契約により電話、ファクシミリ、インターネット、テレビの回線を引くことが可能です。（実費負担）
- ・ 開館時間外及び休館日にシェアスペースの貸切利用が可能です。（有料）
- ・ 複写機（実費負担）

- ③ シェアスペース（約 73 m²） 月額 8,000 円
約 73 m²の大部屋を共用で利用する部屋
利用時間 平日午前 10 時から午後 6 時まで
- ・ 無線 LAN が利用可能です。（無料）
 - ・ 商談室が利用可能です。（無料）
 - ・ 机と椅子が設置されています。
 - ・ ポスト利用により本店登記または事業所登録をすることができます。
（ポストの利用は有料）
 - ・ ロッカーの利用が可能です。（有料）
 - ・ 開館時間外及び休館日にシェアスペースの貸切利用が可能です。（有料）
 - ・ 複写機（実費負担）
- ④ シェアスペース（約 73 m²） 日額 1,000 円
約 73 m²の大部屋を共用で利用する部屋
利用時間 平日午前 10 時から午後 6 時まで
- ・ 無線 LAN が利用可能です。（無料）
 - ・ 商談室が利用可能です。（無料）
 - ・ 机と椅子が設置されています。
 - ・ 複写機（実費負担）
- (5) 有料利用について
- ① 開館時間外及び休館日のシェアスペース貸切利用料
- ・ 5,000 円 [9 時 30 分から 13 時まで]
 - ・ 5,000 円 [13 時 30 分から 17 時まで]
 - ・ 7,000 円 [18 時から 22 時まで]
 - ・ 15,000 円 [全日：9 時 30 分から 22 時まで]
- ② ポスト：月額 500 円（個室、シェアブース利用者は無料）
- ③ ロッカー：月額 1,500 円
- ④ プロジェクター：1 回 500 円
- ⑤ マイク：1 回 500 円

(6) 施設管理・運営者について

本施設の管理・運営者は、平成 26 年 8 月 1 日から指定管理者が行っています（市の施設であることは変わりません。）。

従って、本募集の利用者の審査は指定管理者が行うこととなります。

なお、令和 9 年 3 月 31 日までは株式会社タウンキッチンが指定管理者として管理・運営を行います。

また、令和 9 年 4 月 1 日以降は改めて指定管理者の選考を行う予定ですので、施設管理・運営者が変更になる可能性があります。